

# 2025 年度税制改正大綱 非適格合併等における資産調整勘定等の算定 方法の見直し

February 2025

## In brief

2025 年度(令和 7 年度)税制改正大綱において、無対価で非適格合併等を実施した場合における資産調整勘定等の算定方法の見直しに係る改正案が公表されました。

会社法上、対価を交付しない合併や会社分割、いわゆる無対価合併や無対価会社分割が認められており、100% グループ内の合併や会社分割だけでなく、事業買収といった M&A の局面においても無対価により行われることが一般的となっています。

法人税法上、法人が、非適格合併等(適格組織再編成に該当しない合併、会社分割、現物出資または一定の事業譲受)により資産又は負債の移転を受けた場合には、原則として、資産調整勘定または差額負債調整勘定(以下、「資産調整勘定等」)を認識することとされます。

ただし、実務的には、無対価で非適格合併等を行う場合、資産調整勘定等の算定方法やその根拠が議論となる取引事例もあり、2025 年度税制改正大綱により、以下の見直しが予定されています。

- (1) 算定方法の明確化：一定の資産評定により移転を受ける資産及び負債の価値が等しくなる場合等において、その対価がないときの資産調整勘定等の算定方法の明確化
- (2) 資産評定が行われない場合の受入処理の適正化：いわゆる対価省略型の非適格合併等が行われた場合において、移転を受ける資産等が資産超過であり、かつ、一定の資産評定を行っていないとき等における処理の方法の適正化

上記に係る詳細な取り扱いは、今後、国会で可決成立する改正法案、政省令等の公表により明らかにされていくものと考えられます。

## In detail

### 1. 現行の取り扱い

法人が非適格合併等により資産又は負債の移転を受けた場合、以下の方法により資産調整勘定または差額負債調整勘定を算定することとされます。

#### (1) 対価がある場合

対価の額と、移転資産(独立取引営業権(独立した資産として取引される慣習のある営業権)を含む)及び負債(退職給与負債調整勘定及び短期重要負債調整勘定を含む)の時価純資産価額との差額を、資産調整勘定または差額負債調整勘定の金額とすることとされます(法法 62 の 8①、③等)。

## (2) 無対価の場合

以下の方法により資産調整勘定または差額負債調整勘定を計算することとされます(法法 62 の 8⑫、法令 123 条の 10⑯)。

- ① 非適格合併等であり、かつ、非適格合併等に際して一定の資産評定(第三者の行うデューデリジェンス等)が行われている場合(②の場合を除く)
  - ・ イが口を超える場合、その超える部分の金額を資産調整勘定とし、口がイを超える場合、その超える部分の金額を差額負債調整勘定とする。
    - イ) 非適格合併等により移転を受けた事業に係る営業権(独立取引営業権を除く)の価額
    - ロ) 非適格合併等により移転を受けた事業に係る将来の債務(履行が確定しているものを除く)での履行に係る負担の引受けをしたものとの価額
- ② 無対価の非適格合併等であり、かつ債務超過の事業の移転である場合
  - ・ 資産調整勘定または差額負債調整勘定は認識せず、差額は資本金等の額とする。

無対価の場合の取り扱いを表にまとめると以下の通りとなります。

	一定の対価省略型		左記以外
	資産評定あり	資産評定なし	
資産超過	上記① (法令 123 の 10⑯一)	対価がある場合と同様(法人税法施行令で規定なし)	
負債超過 (*)	上記② (法令 123 の 10⑯二)		

(\*) 負債超過:以下の(a)が(b)に満たない場合

- (a) 資産の取得価額の合計額(独立取引営業権及び資産評定に基づく営業権含む)
- (b) 負債の額の合計額(退職給与負債調整勘定、短期重要負債調整勘定及び資産評定を行う場合の債務引受額を含む)

## 2. 問題の所在と 2025 年度税制改正大綱

### (1) 算定方法の明確化

事業を買収する局面においては、対象事業に係る資産(のれんを含む)の取得価額と負債の額が等しくなり純資産価額がゼロと評定される場合等があり、結果として、事業買収の適正な対価はゼロ(無対価)であるとして、非適格合併等が無対価で行われる取引事例もあるものと考えられます。

ここで、資産調整勘定の算定を例にとれば、以下のとおり、(a) 対価の額が(b) 時価純資産価額を超える場合に資産調整勘定の金額とすると規定されています。

#### 法人税法第 62 条の 8 第 1 項(抜粋)

内国法人が非適格合併等により当該非適格合併等に係る被合併法人等から資産又は負債の移転を受けた場合において、当該内国法人が(a)当該非適格合併等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が当該移転を受けた(b)資産及び負債の時価純資産価額を超えるときは、その超える部分の金額のうち政令で定める部分の金額は、資産調整勘定の金額とする。

上記のとおり、無対価の非適格合併等の場合、資産調整勘定は算定できないようにも解され、資産調整勘定の算定根拠は必ずしも明確でないものと考えられます。

したがって、上述のように一定の資産評定により適正な対価はゼロ（無対価）であると判断される場合であっても、資産調整勘定等の算定において議論が生じないよう、便宜的に備忘価額（例えば1円）の対価を交付する事例もあるものと考えられます。

2025年度税制改正大綱によれば、このような一定の資産評定により無対価の非適格合併等を行う場合の資産調整勘定等の算定方法の明確化が予定されており、今後は、このような議論が生じないものと考えられます。

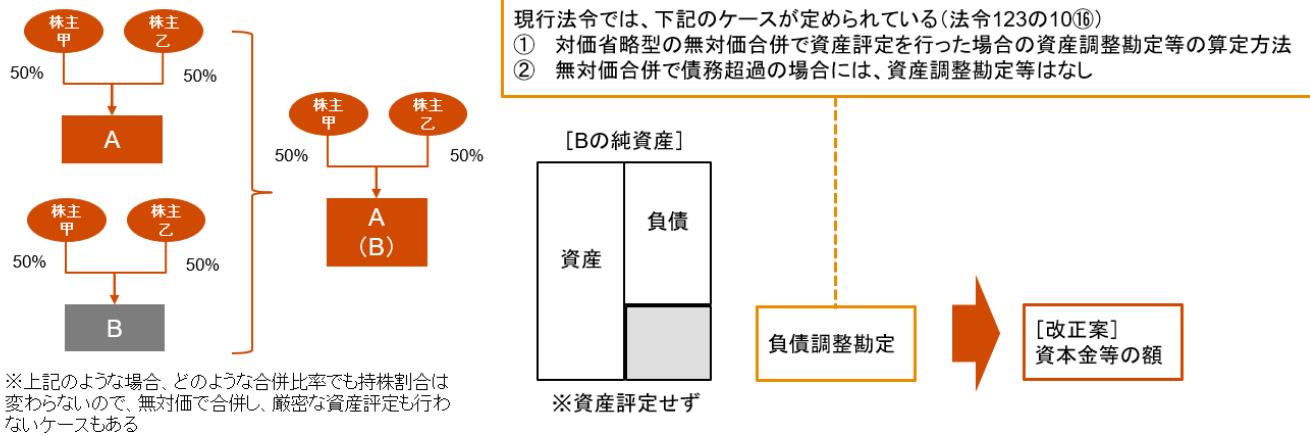
## (2) 資産評定が行われない場合の受入処理の適正化

非適格合併等を行う場合において、取引規模が小さく、重要な影響がないと判断されるような場合には、厳密な資産評定を行わない場合もあるものと考えられます。

上述の現行の取り扱いのとおり、資産評定を実施せずに無対価の非適格合併等を行う場合、移転を受ける資産等が負債超過となる場合には法人税法施行令で資産調整勘定等は認識されないことが規定されている一方で（上記1(2)(2)）、移転純資産が資産超過となる場合で一定の場合（上記1(2)(1)、(2)以外）における資産調整勘定等の算定方法は法人税法施行令において規定されていません。

2025年度税制改正大綱によれば、処理方法の適正化を行うとのことであり、受入処理後の課税所得に影響しないような処理方法が期待されます。

### 【対価省略型の無対価合併】



## The takeaway

具体的な算定方法や保存書類等の詳細については、今後、国会で可決成立する改正法案、その後公表される政省令等により明らかにしていくものと考えられます。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi One タワー

Email : [jp\\_tax\\_pr-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_pr-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー  
八木 淑恵

ディレクター  
関口 佳弘

マネージャー  
倉田 将吾

## 過去のニュースレターのご案内

[過去のニュースレターを読む](#)

## ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

## e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 149 國に及ぶグローバルネットワークに 370,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2025 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.